

9. オーストラリアの人々、州政府、連邦政府に対し、オーストラリア国内および国際社会で条約をより広く適用することを促進するため、引き続いて行われるすべての努力が成功をおさめることを願う。

10. 条約の世界的活動に対するオーストラリア政府の継続的な支援に対し謝意を表明する。

決議VI. 21 湿地の現状に関する評価と報告

1. 締約国による湿地資源の状況の計測と報告にまつわる困難に関して、この会議中行われた様々な発表に留意し、また1997-2002年戦略計画の行動6. 1. 3と一致して、

締約国会議は、

2. 次の3年間で締約国と協議して以下のことを行うよう事務局に要請する。

(a) 湿地の現状評価への寄与が最大になるよう、国別報告書の中で提供される情報体系を吟味する観点から、必要かつ適切な場合には国別報告書を準備するための指針を修正できるような手順を次回締約国会議までに設立する。

(b) 国家的、地域的および地球規模で、湿地資源の状況の評価するために、合意に基づいた科学的な過程を確立すること。

3. 地域の社会集団やNGOが条約履行の過程で果たすことができる役割を認識し、また政府が条約の使命を成し遂げる際にNGOが協力できるような仕組みを開発することを締約国に奨励する。

決議VI. 22 ラムサール事務局移転の検討

1. 第3回締約国会議(1987年、カナダのレジャイナにて開催)以降、ラムサール事務局が位置するスイス政府が提供してきた貢献と支援を認識するとともに感謝し、

2. IUCN(国際自然保護連合)が事務局にサービスを提供し、非常に緊密で積極的な支援をしたことに感謝し、

3. 条約の適切な遂行を保証するために必要とされる事務局の活動に係る運営費及び人件費の増加、そして締約国がこれら予算的要求に答えることは財政的に困難であることを懸念し、

4. 条約の効力を最大限に発揮するために財政効率を高めるよう、過去3年間にラムサール常設委員会及び締約国から事務局に与えられてきた指示を十分認識し、

5. 運営費のより効率の良い利用のために、そして可能な場合には条約の基本予算運用の費用削減のための機会を見極め追求するという、ここ数ヶ月にわたる事務局長および事務局によってなされた多大の努力の結実を記し、

締約国会議は、

6. ラムサール事務局の全体的な費用削減、あるいは予算追加のため恒久的な寄付を受ける為の方策の全般的な分析をすることを、常設委員会に対し指示する。

7. さらに事務局の協力を得、IUCNと緊密な関わりを持ちながら、ラムサール事務局の移転を行った場合に節約することのできる費用の具体的な分析を行い、両分析の結果を次回締約国会議において発表するよう、常設

決議

委員会に対し指示する。

決議VI. 23 ラムサールと水

1. 地下水の蓄積、水質改善、洪水の軽減、および水資源と湿地の密接な関係を含めた湿地の重要な水文学上の機能を認識し、
2. さらに湿地の水文学上の機能を特定し、数量化するためにすでに存在する水文学データの不足を重ねて認識し、
3. 水資源管理及び湿地保全の総括を含む、河川の流域規模の計画の必要性を明確に理解し、
4. 1996年3月20日の今回の締約国会議本会議で、特別講演「未来へのテーマ」の一環としてIUCNによって発表された「水資源管理と湿地保全の調和:21世紀におけるラムサールの挑戦」を想起し、
5. さらに「1997-2002年戦略計画」中の以下の行動目標を重ねて想起し、
 2. 2 湿地の保全と賢明な利用を土地利用、地下水管理、河川流域及び沿岸域計画の政策策定においてに統合すること。
 2. 4 環境計画策定を行なう目的で、湿地がもたらす利益と機能の経済的評価を提示すること。
 2. 7 湿地の保全と賢明な利用に関し、とりわけ女性や先住民を含む地域住民による積極的かつ情報を提供された上での参加を奨励すること。
 4. 2 特に途上国における研修の必要性を認識し、その後の追加措置を実施すること。
 6. 3 登録湿地の選定のためのラムサール基準を継続的に検討すること。
 7. 2 ラムサール条約と他の国際環境条約、または地域の環境条約および機関との連携、時にはその両方を強化し、正式なものとする。

締約国会議は、

6. 科学技術検討委員会が水文学の専門家を含むか、そういった専門知識を入手することができるよう手配する必要性を認識し、水文学とその管理の専門能力を持った機関と連携を築く。
7. 以下の事項を、締約国に呼び掛ける。
 - (a) 世界気象機関などの団体と連携し、世界中の湿地に関する水系監視ネットワークの発展を支援し、信頼性の高いデータの入手を保証する。
 - (b) 湿地の賢明な利用の概念との関連を調べるため、水管理の伝統的な体系の研究を奨励する。
 - (c) 近日中に刊行される条約出版物『湿地の経済的価値:政策策定者や決定者に対する指針』の頒布を通じて、湿地内の水の経済的価値のさらなる研究を奨励する。
 - (d) 各国の国内ラムサール委員会が、国内の水管理計画策定および河川流域管理戦略の企画に参画することを確保する。
 - (e) 管理当局及び専門技術者のみならず湿地利用者が、政策決定の過程に直接参加するよう確保する。
 - (f) 条文第4条5に基づき、特に水文学と水文学的管理に焦点を当て、学際的な研修への支援を継続し強化する。